

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 6 月25日

【会社名】 東京建物不動産販売株式会社

【英訳名】 Tokyo Tatemono Real Estate Sales Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 種橋 牧夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号

【電話番号】 03-6837-7700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長 瀬田川 均

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目 4 番16号

【電話番号】 03-6837-7700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長 瀬田川 均

【縦覧に供する場所】 東京建物不動産販売株式会社 横浜支店
(横浜市西区北幸一丁目 5 番10号)
東京建物不動産販売株式会社 津田沼支店
(船橋市前原西二丁目12番 7 号)
東京建物不動産販売株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目20番 8 号)
東京建物不動産販売株式会社 関西支店
(大阪市中央区本町三丁目 4 番 8 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は平成27年2月13日に金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、今般、当該臨時報告書提出時に未定としておりました事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

訂正箇所は、____を付して表示しております。

(訂正前)

1 【提出理由】

当社は平成27年2月12日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社東京建物アメニティサポート(以下「東京建物アメニティサポート」という)を、東京建物株式会社(以下「東京建物」という)の完全子会社とすることに、東京建物との間で基本合意書を締結することを決議し、東京建物との間で基本合意書を締結いたしました。これにより、特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みですので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(中略)

1. 特定子会社の異動

(中略)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(中略)

異動の年月日

平成27年7月(予定)

2. 当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年7月(予定)

(中略)

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象が平成27年12月期の当社損益及び連結損益に与える影響額は、現時点では未定であります。影響額が明らかになった時点で、速やかに報告いたします。

(訂正後)

1 【提出理由】

当社は平成27年2月12日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社東京建物アメニティサポート(以下「東京建物アメニティサポート」という)を、東京建物株式会社(以下「東京建物」という)の完全子会社とすることに、東京建物との間で基本合意書を締結することを決議し、東京建物との間で基本合意書を締結いたしました。これにより、特定子会社の異動並びに当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みですので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(中略)

1．特定子会社の異動

(中略)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(中略)

異動の年月日

平成27年7月1日

2．当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年7月1日

(中略)

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象が平成27年12月期の連結損益に与える影響額は、営業収益として6,212百万円減少する見込みであります。なお、個別損益に与える影響額はありません。